

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

案 件 名	登別市温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直し（案）	
意見の募集期間	令和2年12月4日から令和3年1月4日	
担当グループ	登別市市民生活部環境対策グループ	
意見の提出件数	5件	
提出された意見の概要と市の考え方		
NO	意見の概要	市の考え方
1	<p>原子力発電所を再稼働をさせる為の積極姿勢がないのではないかと。</p> <p>現に、登別市民が東京電力ホールディングスの株主総会に出向いて原子力発電再稼働推進の観点から株主提案をした事例もある。</p> <p>自治体が電力会社の株式を保有して原子力発電再稼働を株主提案を出すような動きがあってもいいのではないかと。</p> <p>大阪市や神戸市が関西電力に対して株主提案を行った事例がある。よって、自治体が株主を保有し株主提案をしてはいけないということはない。</p> <p>また、原子力発電は二酸化炭素を排出しないし、石油やガスを外国から輸入をしないので、二酸化炭素排出意外にも国際情勢を踏まえても大いに原子力発電を推進すべきである。</p>	<p>エネルギーの将来像を定めた国の「第5次エネルギー基本計画」では、今後、原発依存度は可能な限り低減させていくということがうたわれており、再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電所の効率化、省エネの追求などに取り組むこととしています。</p> <p>本市におきましては、再生可能エネルギーの普及促進や公共施設での節電、また公用車への電気自動車の導入などにより、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおり、大手電力会社の株式を保有し株主提案することは、現在のところ考えておりません。</p>
2	<p>ごみ処理場（クリンクルセンター）でゴミを燃やす際に、温水を沸かすなどの取り組みがあるが、紙など再利用が可能な場合は、日本製紙（白老町）や王子製紙（苫小牧市）にある製紙工場に搬入するなどして、ゴミを燃やす量を削減し二酸化炭素排出を抑制してはどうか。</p> <p>シュレッダー紙屑などを製紙工場での再処理をすることで、トイレトーパー（衛生用品用紙）や梱包材、料理用紙などに再利用が可能ではないかと。</p>	<p>紙類については、段ボール、雑誌、新聞紙のほか、お菓子やティッシュの箱などの「紙製容器包装」についても、町内会等での集団回収を利用してもらうなど、ゴミの減量化へ向けた周知啓発に取り組んでいます。町内会等の集団回収により集められた紙類は、回収業者を経て、最終的に製紙会社等で再利用されています。</p> <p>なお、事業所から排出されるシュレッダー紙屑は、回収業者を経てリサイクル業者等での再利用が可能となっています。</p>

<p>3</p>	<p>火葬場から出る二酸化炭素削減についても考慮すべきではないか。</p> <p>登別市の火葬場（登別市葬祭場）は石油を燃やすことで死体処理を焼骨化させている。火葬場から排出される二酸化炭素について市は努力目標などを出すべきではないか。</p> <p>極論だが、石油やガスを使わない火葬方式があるというが、電子焼却式（電子レンジの仕組みに近く、室蘭市にある北海道 PCB 処理事業所 JESCO にある焼却方式）など電気でも火葬などを考えてもいいのではないか。</p>	<p>市では市が行う事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するための計画として、登別市温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しており、当該計画の中では、施設ごとではありませんが、葬斎場も含めた市全体の削減目標として、基準年度（2016年度）から5か年で約5%を削減することとして定めております。</p> <p>火葬方式については、現在、燃料を使用した火葬が主流であり、電気による火葬方式については、実用段階には至っておりません。</p>
<p>4</p>	<p>電気自動車（水素式の自動車や蓄電池式自動車）への切り替えが必要ではないか。トヨタ自動車・日産自動車など国内自動車だけにとどまらず、外国自動車は、完全電気自動車化を掲げている。</p> <p>それは外国政府の意向でもあるが、登別市内を走行する公共交通機関（バスやタクシー、鉄道）貨物輸送（トラックやJR貨物）に対して、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を許可するなど強行的な手段を取ってはどうか。</p> <p>東京都は過去には、黒煙排ガス車の通行を禁止した事例があることから、登別市においては、貨物輸送事業者や旅客輸送事業者に対して、電気自動車による走行の強制や、JR線に至っては、ディーゼル式列車の禁止をして電車での走行のみを許可をするなど強硬策を取ってはどうか。このぐらい強硬手段に出ないと二酸化炭素排出は無理ではないか。</p> <p>また、登別市内はガソリン車や軽油自動車は禁止にして電気式のみを通行可能にするといった強行手段に出はどうか。</p>	<p>一般財団法人自動車検査登録情報協会によると、日本における電気自動車の保有台数割合（二輪車を除く）は、およそ0.2%と極めて低く、まだまだ普及が進んでいない状況であることから、本市において、二酸化炭素を排出しない車両の通行のみを許可するなどの通行規制を行うことは現実的ではないと考えています。</p> <p>また、JRについては、函館に至るまでの間に一部非電化区間がありますので、ディーゼル式列車の走行について規制を行うことも現実的ではないと考えています。</p> <p>国では、2030年代半ばまでに新車販売を電動車に限定する目標を掲げていますので、本市におきましても国の施策に歩調を合わせ、今後も電気自動車の普及啓発に努めていきます。</p>
<p>5</p>	<p>太陽光発電所を設置したことで、森林の光合成が阻害されているのではないか。従って、光合成が十分にできないのなら、太陽光発電所を禁止してはどうか。</p>	<p>太陽光発電設備による二酸化炭素排出削減量と、森林による二酸化炭素吸収量は、森林の面積や樹種、林齢、発電設備の規模などの条件によって異なるため、二酸化炭素の削減効果を一概に比較することは難しいものと認</p>

		<p>識しております。</p> <p>また、太陽光発電は、脱炭素化に寄与する再生可能エネルギーとして位置づけられているものであり、本市におきましては、再生可能エネルギーの利用促進を図っていることから、現時点において禁止することは考えておりません。</p>
--	--	---